)貝勿八金貝竹休陕、伊外事来貝金貝竹休陕及いヘケッノ取り休映の収扱(「	
新	[F]	備考
外貨建ての保険契約に係る貿易代金貸付保険、海外事業資金貸	外貨建ての保険契約に係る貿易代金貸付保険及び海外事業資金	
付保険及びスワップ取引保険の取扱について	貸付保険の取扱について	
平成29年9月8日 17 - 制度 - 00184	平成29年9月8日 17 - 制度 - 00184	
沿革 令和6年2月28日 一部改正		
		コロ プロリカ
貸付金等の額若しくは保証債務の額が外貨建ての貿易代金貸付若	貸付金等の額 <mark>又は</mark> 保証債務の額が外貨建ての貿易代金貸付 <u>又は</u> 海	スワップ取引保険の
	外事業資金貸付について、当該外貨建ての保険契約を締結する場合	削設に行う以上(以
	に係る貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険については、下	下同様)
外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険については、下記のとお		
り取り扱う。		
リ 以 リ 1次 フ。		
記	記	
āC	ПL	
/ N/ 1 N . 1 7 TO BA	/ N/ 18 + 7+ /D 56\	
(米ドル建保険)	(米ドル建保険) (************************************	
第1条 株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)		
は、貸付金等の額若しくは保証債務の額がアメリカ合衆国ドル		
(以下「米ドル」という。)建ての貿易代金貸付金債権等若しく		
は海外事業資金貸付金債権等の取得若しくは保証債務の負担に係		
る貿易代金貸付保険 <u>若しくは</u> 海外事業資金貸付保険 <u>又は米ドル建</u>	貸付保険 <mark>又は</mark> 海外事業資金貸付保険について、保険申込時に保険	
<u>てのスワップ取引に係るスワップ取引保険</u> について、保険申込時	契約者から申し出があったときは、米ドル建ての保険契約を締結	
に保険契約者から申し出があったときは、米ドル建ての保険契約	するものとする。ただし、次条に規定する対象案件であって、日	
を締結するものとする。ただし、次条に規定する対象案件であっ	本貿易保険が別添の米ドル建保険特約(以下「本特約」とい	
て、日本貿易保険が別添の米ドル建保険特約(以下「本特約」と	う。)を付して保険契約を締結する旨の内諾書(貿易保険に係る	
いう。)を付して保険契約を締結する旨の内諾書(貿易保険に係		
る保険契約締結の内諾について(平成29年4月1日 17 - 制度 -	00071) 第2条第2項に規定するものをいう。) を発行している場	
00071) 第2条第2項に規定するものをいう。) を発行している場		
合に限る。		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	2 (略)	
2 (略)		
(116 + 11)		
(対象案件)	(対象案件)	
	第2条 前条の取扱いの対象となる案件は、次の各号のいずれかと	
する。	する。	
一~二 (略)	一~二 (略)	

三 スワップ取引保険約款(令和6年2月28日 24-制度-00003。以下「スワップ取引保険約款」という。) に基づき保険 契約を締結する案件であって、関連貸付保険契約(当該約款で 定めるものをいう。) に本特約が付されるもの

(保険料)

- 険、海外事業資金貸付保険又はスワップ取引保険に係る保険料の 額及び返還保険料の額は、原則として米ドル建てとする。ただ し、日本貿易保険が指定した場合は円建てとする。
- (略)
- 3 保険料率等規程Ⅲ[3]1(1)、(2)及び(3)に規定する外貨建保 3 保険料率等規程Ⅲ[3]1(1)及び(2)に規定する外貨建保険特 険特約規程に定める換算率とは、次の各号のとおりとし、返還保 険料の額の計算にあっても、本項を準用する。
 - 一 (略)
 - 二 保険料の額が円建ての場合にあっては、貿易代金貸付金債権 等若しくは海外事業資金貸付金債権等の取得に係る契約の締結 の日、保証契約の締結の日又はスワップ取引成立日(スワップ 取引保険約款で定めるものをいう。) における邦貨換算率(1 外貨当たりの邦貨の値であり、銀行(銀行法(昭和56年法律第 59号) 第2条第1項に規定する銀行をいう。) が提示する対顧 客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日 本貿易保険が認めたもの。当該売相場及び買相場が換算の日に ない場合は、その日の直前の当該売相場及び買相場のある日に おける邦貨換算率。以下同じ。)
- 4 第1項の規定により米ドル建ての保険料が適用された貿易代金4 貸付保険、海外事業資金貸付保険又はスワップ取引保険におい て、返還の対象となる保険料が1,000米ドル未満の場合には、保険 料は返還しない。

(保険金額等の計算上生ずる端数の取扱い)

第5条 貿易保險共通運用規程(平成29年4月1日 17-制度-**第5条** 貿易保險共通運用規程(平成29年4月1日 17-制度-00069) 第1条の規定にかかわらず、第1条第2項の規定により本 特約を付した貿易代金貸付保険、海外事業資金貸付保険及びスワ ップ取引保険に係る保険金額、支払保険金及び回収金等の計算に

(保険料)

- |第3条 第1条第2項の規定により本特約を付した貿易代金貸付保|第3条 第1条第2項の規定により本特約を付した貿易代金貸付保 険又は海外事業資金貸付保険に係る保険料の額及び返還保険料の 額は、原則として米ドル建てとする。ただし、日本貿易保険が指 定した場合は円建てとする。
 - 2 (略)

約規程に定める換算率とは、次の各号のとおりとし、返還保険料 の額の計算にあっても、本項を準用する。

- 一 (略)
- 二 保険料の額が円建ての場合にあっては、貿易代金貸付金債権 等若しくは海外事業資金貸付金債権等の取得に係る契約の締結 の日又は保証契約の締結の日における邦貨換算率(1外貨当た りの邦貨の値であり、銀行(銀行法(昭和56年法律第59号)第 2条第1項に規定する銀行をいう。)が提示する対顧客直物電 信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保 険が認めたもの。当該売相場及び買相場が換算の日にない場合 は、その日の直前の当該売相場及び買相場のある日における邦 貨換算率。以下同じ。)
- 第1項の規定により米ドル建ての保険料が適用された貿易代金 貸付保険又は海外事業資金貸付保険において、返還の対象となる 保険料が1,000米ドル未満の場合には、保険料は返還しない。

(保険金額等の計算上生ずる端数の取扱い)

00069) 第1条の規定にかかわらず、第1条第2項の規定により本 特約を付した貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険に係る 保険金額、支払保険金及び回収金等の計算において、0.01米ドル 外貨建ての保険契約に係る貿易代金貸付保険、海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険の取扱について・新旧対照表

おいて、0.01米ドル未満の端数が生じたときは、その端数は切り 捨てるものとする。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年3月15日から実施する。</u>		ときは、その端数は切り捨てるもの	
(別添) (別添)		
米ドル建保険特約		米ドル建保険特約	
第1章~第4章 (略) 第5章 スワップ取引保険に付す特約 (適用通貨) 第1条 この保険契約において、次の各号に掲げる額はアメリカ合 衆国ドル建てとする。 一 保険価額 二 保険金額 三 損失額 四 てん補責任額 五 スワップ取引保険約款(令和6年2月28日 24-制度- 00003。以下「約款」という。)第17条第3項又は第34条第6項 に規定する株式会社日本貿易保険の負担する費用の額	第1章~第4章	(略)	スワップ取引保険に 付す米ドル建保険特 約の創設(第1条: 適用通貨(米ド ル)、第2条:換算 率の読替え)
(換算率) 第2条 この保険契約において、約款第36条第2項の規定は適用しないものとし、同条第5項第2号の規定については、同号中「当該費用が外貨建てのときは」とあるのは「当該費用が表示通貨と異なる通貨建てのときは」と、「第1項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする」とあるのは「第1項第2号又は第3号の外国為替相場により表示通貨に換算するものとする」と、「当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合」とあるのは「当該費用に係る通貨を表示通貨で買い取って支払った場合」とあるのは「当該費用に係る通貨を表示通貨で買い取って支払った場合」と、それぞれ読み替えるものとする。			